

## 航空法施行規則の一部を改正する省令及び告示（概要）

### 1. 背景

無人航空機の飛行の禁止空域や飛行の方法等について定めることを内容とする航空法の一部を改正する法律（平成27年法律第67号。以下「改正法」という。）が公布された（平成27年9月11日）ことに伴い、同法による改正後の航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）において、無人航空機の具体的な飛行の禁止空域や飛行の方法等の詳細については、国土交通省令に委任されたこと等を踏まえ、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）等について、所要の改正等を行う。

### 2. 改正等の概要

- (1) 重量が200g未満の機器を、航空法上の無人航空機から除く。
- (2) 無人航空機の飛行を禁止する空域について、以下のとおり定める。
  - 航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域
    - ① 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域
    - ② 地表又は水面から150m以上の高さの空域
  - 人又は家屋の密集している地域の上空  
国土交通大臣が告示で定める年（※）の国勢調査の結果による人口集中地区（地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。）の上空  
※今般、告示で平成22年と定めることとする。
- (3) 無人航空機の飛行の方法について、以下のとおり定める。
  - 人又は物件との間に保つべき距離  
無人航空機を飛行させる際、人又は物件との間に保つべき距離として30メートルと定めることとする。
  - 無人航空機による輸送を禁止する物件  
無人航空機により輸送してはならないものとして、火薬類、高圧ガス、凶器など、航空機の場合（規則第194条第1項）と同様の物件を定めることとする。
- (4) 飛行の禁止空域における飛行の許可、法に定める飛行の方法によらない飛行の承認に係る申請書の記載事項として、当該無人航空機の機能・性能、飛行経歴、飛行させる際の体制等を定めることとする。
- (5) 国、地方公共団体及びこれらの者の依頼を受けた者が、緊急性があるものとして捜索又は救助の目的で無人航空機を飛行させる場合は、（4）の許可及び承認の規制対象外とするための規定を置くこととする。

### 3. スケジュール

施行日：平成27年12月10日（改正法の施行日）